

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月24日

【事業年度】 第61期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 ダイトケミックス株式会社

【英訳名】 Daito Chemix Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村 瀬 千 弘

【本店の所在の場所】 大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号

【電話番号】 06(6911)9310 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 ニ 宮 榮 規

【最寄りの連絡場所】 大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号

【電話番号】 06(6911)9310 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 ニ 宮 榮 規

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第61期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (6) <省略>

(訂正後)

(1) ~ (6) <省略>

(7) 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

②中間配当

当社は、会社法454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

以 上